

# 週刊住宅

2018年(平成30年)10月29日号  
NO. 2835 (毎週月曜日発行)

オーナーの相続税対策。宅地造成工事が必要で、高低測量も含めた測量作業から開始。高さ約1㍍の隣地の住宅の擁壁がこちら側の土地に膨らんでいる。放っておくと崩壊する。その現状も知らせした上で、地元業者にお願いしたところ、擁壁の膨らみは対応できると懸念材料がなくなったり、翌週に売買契約を締結

# CFネット流 新・大家 実践塾

#### 瑕疵担保期間過ぎた後の事故

状態ではない。  
復旧には500万円はかかりそう。もちろん売り主の分譲業者には直してと頼んだ。引き渡しから3年なのに。「瑕疵担保期間の2年は過ぎているから補修する責任はない」という。  
無責任な分譲業者である。瑕疵担保期間を過ぎた

分譲業者に債務不履行責任

## 隣地の住宅擁壁が崩壊

訪  
宅

吉本社元24

48-0007

が入った。  
事務所に 7 メール=kobayashi@k  
kantei.com

主候補の業者から連絡  
080・4196・116  
330・5773 携帯＝

価格を出して  
くれた買い  
72 電話 = 0467・22・77  
72 ファクス = 045・

担するのも  
んな所、一番

ないし、150 変わってしまつ。売買契約の費用を100 を補助する100ほどの

する」ことになつたが、そのからといって補修する責任後、「擁壁が崩壊した」とがないとは言い切れない。の車格を受取すこ見地を不効益売買の場合、売り主

期間の2年が経過していくれば売り主は補修責任を負わぬことになる。されば、毎

分譲業者との間の問題が解決するまで、これらの土地の売却は困難である。

解能。